


長野県告示第639号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
諏訪赤十字病院（形成外科）	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号	平成26年10月1日
訪問看護ステーションふじみ	諏訪郡富士見町落合11106-1	平成26年10月1日
新村土屋薬局	松本市大字新村2932-15	平成26年10月1日
てる薬局	松本市開智2丁目3番48-6号	平成26年10月1日
湯の原スズラン薬局	松本市里山辺1156-1	平成26年10月1日
ふくろう薬局	飯田市松尾久井2408-1	平成26年10月1日
てんじん薬局	小諸市大字諸343-1	平成26年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第640号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
訪問看護ステーションメロディー 松本市大字笛賀4285-1-10	訪問看護ステーションメロディー 松本市大字笛賀3972番地1	平成26年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
イオン薬局上田店	上田市常田2-12-18	平成26年10月1日

障がい者支援課

長野県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年11月25日

医療機関の名称
アカダ薬局

所 在 地
大町市大町4232

長野県知事 阿部守一
辞退予告期間終了年月日
平成26年7月12日

障がい者支援課

長野県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画及び小海都市計画下水道
南佐久公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

平成19年長野県告示第343号の土地の区域のうち小海町大字東馬流字後世屋敷及び字東河原の各一部を変更し、佐久市平林字舟久保、字北畑、佐久市入沢字五瀧東、小海町大字豊里字後口の久保、字後口田、字上の平、字上抜井、字大やち、字大深沢、字日向、字ほふ里、字下の平、字下坂、字橋場沢、字沓打場、字坂下、字十二、字上の平、字上坂、字上抜井、字道下、字日向、字北がら、字入田、字兔そり、字津っこし、字ほこべ石、字ほつ田、字卯通、字浦の山、字海尻道、字久保畑、字居村、字向山、字作道、字上の社、字新井、字赤渋、字長屋敷、字長海、字唐物立及び字上蟹沢の各一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県環境部生活排水課、佐久市役所、南佐久郡小海町役場

生活排水課

長野県告示第644号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪市大字豊田字日影林6006から6008まで、字日影棚久保6466のイの4、6466のイの5、大字湖南字内山2027の12、2027の13、字漆畠5114の2、字南本道北保5122の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影林6006から6008まで、字日影棚久保6466のイの4、6466のイの5、字内山2027の12、2027の13

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第645号

南牧村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間

平成26年5月10日から平成26年10月31日まで

3 作業地域

南佐久郡南牧村

建設政策課